

令和2年9月

内閣情報通信政策監

三 輪 昭 尚 様

一般社団法人全国銀行協会
一般社団法人全国地方銀行協会
一般社団法人信託協会
一般社団法人第二地方銀行協会
一般社団法人全国信用金庫協会
一般社団法人全国信用組合中央協会
一般社団法人全国労働金庫協会
農 林 中 央 金 庫

税・公金の電子納付の推進等について

平素より金融界にご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、金融界は、平成28年6月に設置された金融庁の「決済高度化官民推進会議」における検討等を踏まえ、決済インフラの更なる高度化に向けた検討・取組みを行っております。

また、「税・公金収納・支払の効率化等に関する勉強会」(2018年3月設置。以下「勉強会」という。)でも「税・公金収納・支払の効率化等に関する勉強会 調査レポート」(以下「調査レポート」という。)の取りまとめ¹にあたっては、内閣官房情報通信技術(I T)総合戦略室にご協力を賜り、あらためて厚く御礼申しあげます。

地方税につきましては、昨年10月に地方税共通納税システムが稼動し、法人住民税をはじめとする申告税に関しては、すべての地方公共団体において、ペイジーによる電子納付を行える仕組みが実現しております。

もっとも、地方税全体で見ると、課税件数の9割以上は自動車税や固定資産税等の賦課税であり²、同税目について、納付書の規格・様式や、利用可能な納付方法が地方公共団体ごとに区々であること等、納付者、地方公共団体はもとより、金融機関も含め、それぞれにとって負担が大きく、国民経済全体として効率化の余地が大きい領域となっています。

¹ 未来投資戦略2017に掲げられた「政府横断での行政手続コスト削減の徹底」等を踏まえ、税・公金収納・支払の効率化を進めるために、現在の状況を鳥瞰しつつ、既存の枠組みのなかで短期的に足元から取り組みできないことがないか、更には、新たな技術や諸外国の事例等を参考に、中長期的(～10年程度)にはどのような対応が望ましいか、意見交換等を行う官民の会合(事務局:全国銀行協会、関連 URL: <https://www.zenginkyo.or.jp/abstract/council/tax-efficiency/>)。

² 平成29年9月26日開催の政府税制調査会資料(総11-3)をご参照。

一方、足許では、新型コロナウイルス感染症への対応が求められており、5月4日の新型コロナウイルス感染症専門家会議において、「新しい生活様式」が整理されたところです³。

電子納付は納付者の制約（時間・納付窓口）なく行うことが可能であり、また、金融機関および地方公共団体の双方においても納付済通知書に係る事務処理を削減することができる等、納税に伴う一連の手続きをペーパーレス化することによって、人との接触を8割減らし、「3つの密」を回避することが期待できます。すなわち、電子納付を推進することは、「新しい生活様式」の実践に寄与するものとなります。

また、政府の「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」（令和2年7月17日）においても、「税・社会保険手続のワンストップ化・ワンズオンリー化」が掲げられているところです。

以上を踏まえ、ウィズコロナの観点、そして、目下、政府で議論が進んでおります行政手続のIT化ニーズの観点等から、税・公金の電子納付のより一層の推進等について、下記のとおり要望いたしますので、ご高配賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 税・公金に係る電子納付の推進に向けた一層の支援

税・公金については、これまで金融機関窓口での納付が一般的とされてきており、特に警察の交通反則金については、金融機関窓口でしか納付ができない状況にある。

これらの税・公金について、ペイジー等の既存の方法のほか、調査レポートでも挙げられたとおり、QRコードを活用した新たな電子納付の方法を導入すれば、スマートフォン等を通じた利便性の高い納付が可能となるほか、納付済通知書の電子化も可能となることで、消込データ作成の負担や突合せ等の消込作業を大幅に軽減でき、効率的な行政運営の実現が可能になる。

政府におかれては、行政手続の効率化の観点からも、警察の交通反則金を含む税・公金における電子納付の実現を目指す前向きな取組みについて、関係省庁や地方公共団体に対し、より一層の支援をお願いしたい。

2. マイナポータルを利用した地方税等の電子納付の早期実現

マイナポータルの活用に関しては、平成27年6月22日に年金保険料の徴収体制強化等のための検討チームから公表された「マイナンバー制度の活用等による年金保険料・税に係る利便性向上等に関するアクションプログラム」の中で「国・地方を合わせたマイナポータルの提供開始に合わせ、従来それぞれに行う必要があった、国税及び地方税に係る申請・申告・納付等の手続や、年金に係る申請・納付等の手

³ 令和2年5月4日開催の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」をご参照。

続について、マイナポータルにおいて、税・年金等に関する各種行政手続を一括的に処理できるようなワンストップ型サービスを提供する」（「1. 国民の利便性向上」（1）個人向け）ことが盛り込まれている。

また、平成 29 年 3 月 17 日に総務省・内閣官房から公表された「マイナンバーカード利活用推進ロードマップ」において、「マイナポータルの利便性向上」の「公金決済サービス」が掲げられ、「地方税や社会保険料のペーパーレスオンライン納付の実現」が盛り込まれている。

地方税の納付に関して言えば、例えば、各地方公共団体から納付者に対して送付されている納税通知書がマイナポータルに電子情報として掲載されることになれば、各地方公共団体における印刷、封入、郵送に要する手間やコストが削減されるなどの事務効率化が期待できる。更に、そうした電子的な納税通知書にもとづく支払いを電子納付（ペイジー）と連動させることにより、収納事務全体が電子的に完結し、完全なペーパーレス化の実現を図ることも可能となる。こうした取組みを進めると、納付者の納付手段の選択肢が増えるだけでなく、地方税等の収納に係る各地方公共団体、収納窓口となっている金融機関やコンビニエンスストア、取りまとめる指定金融機関等の事務の一層の効率化が図られるものと考えられる。

また、地方公共団体における負担軽減、国民の利便性向上やシステムの有効活用の観点からは、地方税共通納税システム（令和元年 10 月稼動）とマイナポータルにおける公金決済サービスの連携が図られることが望ましい。

このようなことから、政府におかれては、国民・民間企業等や地方公共団体のほか、指定金融機関等を務める金融機関からも幅広く意見を聴取していただき、マイナポータルを活用した税・公金の電子納付の早期実現をお願いしたい。

以 上